

MIRARTH 不動産投資法人

2026年2月24日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区大手町二丁目2番1号
MIRARTH 不動産投資法人
代表者名 執行役員 幸田 哲男
(コード番号 3492)

資産運用会社名
MIRARTH 不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 幸田 哲男
問合せ先 財務企画部長 齊藤 卓也
TEL: 03-6435-5264

資金の借入れに関するお知らせ (グリーンローン他による借換え)

MIRARTH不動産投資法人は、本日、下記のとおり資金の借入れを決定しましたので、お知らせいたします。なお、借入れの一部は、本投資法人が策定したグリーンファイナンス・フレームワークに基づき実行されるグリーンローンです。

記

1. 借入れの内容

区分 (注1)	借入先 (注2)	借入予定金額 (百万円)	利率	借入 予定日	返済期日	返済 方法	摘要
長期 借入金	株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする協調 融資団	3,000	基準金利に0.40%を 加えた利率 (変動金利) (注3)	2026年 2月27日	2028年 8月31日	期限 一括 返済	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行を アレンジャーとする協調 融資団(グリーンローン) (注4)	3,550	基準金利に0.45%を 加えた利率 (変動金利) (注3)		2029年 8月31日		
合計		6,550	—	—	—	—	—

(注1) 「長期借入金」とは、借入実行日から返済期限までが1年超の借入れをいいます。以下同じです。

(注2) 「協調融資団」は、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社横浜銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社あいち銀行及び株式会社りそな銀行により組成されます。

(注3) 利払期日は、2026年3月31日を初回とし、以降毎月毎末日及び元本弁済期日とします。ただし、当該日が銀行営業日以外の場合にはその翌営業日、かかる翌営業日が翌月となる場合には前営業日となります。

利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の2営業日前(初回は借入日の2営業日前)に一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する全銀協1か月日本円TIBORとなります。なお、日本円TIBORについては、一般社団法人全銀協のホームページ (<https://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認いただけます。

(注4) 本グリーンローンは、グリーン適格資産である博多冷泉町ビル、ラグゼナ戸田公園Ⅱ及びラグゼナ武蔵新城の取得に要した借入金の返済資金に充当します。

2. 借入れの理由

2026年2月27日に返済期限を迎える長期借入金6,550百万円を返済するためです。なお、当該長期借入金の詳細については2021年8月13日公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

MIRARTH 不動産投資法人

3. 本件借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	—	—	—
長期借入金	95,945	95,945	—
投資法人債	—	—	—
合計	95,945	95,945	—

4. その他

本借入れ等に関わるリスクに関して、2025年11月26日付有価証券報告書における「投資リスク」に記載の内容から重要な変更はありません。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://mirarth-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。